

BLOOM 依頼分析約款

この度は株式会社ブルーム(以下弊社という)の分析依頼のご検討を頂きありがとうございます。

弊社への化粧品に関する分析(以下業務という)に対し、個別の契約を取り交わしていない場合には、お手数をお掛けいたしますが本約款の内容をご確認いただき依頼書と検体を送付頂きますようお願い申し上げます。

依頼書と検体の弊社到着により、本約款に同意頂いた上で分析の申し込みがなされたものとみなし、弊社より送付される受付書(受付印のあるもの)の提出をもって分析の受注、個別契約の成立といたします。

ご不明な点等がありましたら、弊社まで遠慮なくお問い合わせください。

第1条(目的)

本約款は依頼者、弊社相互間の信頼に基づく公正な取引関係を確立し、相互の利益と業務の確実な遂行を図るために、弊社と依頼者との間で締結される個別契約を円滑に遂行するにあたり共通の必要な基本的事項を定めることを目的とします。

第2条(適用)

依頼者及び弊社は、次条に従い締結される個別契約その他業務に関して依頼者と当社との間にて締結された契約(以下個別契約等)に定めるほか、本約款に従って業務を遂行するものとします。

- ② 個別契約等の定めが本約款と相違する場合、その部分に限り、本約款の規定は適用除外もしくは修正されたものとみなす。

第3条(試料等の提供、返却)

依頼者は、個別契約で定められた業務遂行に必要な試料、情報、標準品等を弊社へ提供していただきます。

- ② 弊社は前項の試料等を善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管し、業務の終了後は別段の定めがない限り速やかに依頼者へ返却します。但し、弊社への輸送、依頼者への返却間に関しては弊社の責に帰する事由がない限り保証いたしません。

第4条(委託)

弊社は自社の責任において依頼者の書面による承諾を得ることなく業務の全部又は一部を第三者に委託できるものとします。但し、この場合であっても弊社は第三者が実施した業務の責任を負うものとします。

第5条(報告書の提出)

弊社は、業務の結果を報告書として依頼者へ報告いたします。

②弊社は特に定めのない限り、業務報告書の写し及びその他業務に関する記録、資料を報告書提出後5年間保管します。

第6条(支払い)

分析費用の支払い条件は両者協議による定めのない限り、原則として弊社からの請求書発行後、1週間以内に弊社の指定した銀行口座に振り込むものとします。

第7条(機密保持)

弊社は、業務の遂行にあたり依頼者から開示、提供を受けた試料、情報、標準品等および業務の結果(以下機密情報という)について、依頼者の書面による事前の同意がない限り、これを第三者に開示、漏洩せず、また業務以外の目的に使用しないものとします。

但し、次の各号に該当するものについては、この限りではありません。

(1)依頼者から開示を受けた時に既に公知であるものおよびその後弊社の責によらず公知となったもの

(2)依頼者から開示を受ける前に既に自ら保有していたことを立証し得るもの

(3)正当な権限を有する第三者から機密保持を課されることなく正当に取得したもの

(4)依頼者から開示を受けた情報によることなく弊社が独自に取得したもの

②前項の規定にかかわらず、弊社が業務の一部または全部を第三者に委託する場合、当該委託業務に必要な範囲で当該第三者に開示できるものとします。但し、弊社は、当該第三者に対して、前項に基づき自らが負うのと同じ義務を課すものとします。

③依頼者は、当社との業務上遂行上知り得た弊社に関する営業上および技術上の情報について、当社の書面による事前の同意なしにこれを第三者に開示または漏洩しないものとします。但し、1項但し書きに該当する情報は除きます。

④本条の規定は、業務において弊社が依頼受注を行ってから5年間有効とします。

第8条(免責等)

弊社は天変地異その他弊社の帰することのできない事由により業務の遂行が困難になったときは、これによって生じた依頼者の損害を賠償する責めを免れることができる。

②弊社は業務の結果が依頼者の特定の目的を達成することを保証するものではなく、依頼者は、自らの判断・責任により、業務の結果を採用・利用等をするものとし、弊社はその判断・利用により依頼者又は第三者に生じた損害に関し一切の責任を負わないものとします。

③弊社による業務の方法および結果に過失があったとき、弊社は依頼者と協議の上、業務の再実施、または業務に基づく依頼料の範囲内で損害の賠償を行います。本項の規定は、業務についての報告書提出から3ヶ月有効とします。

④弊社は業務の結果について、いかなる第三者の知的財産権にも抵触しないことを一切保証しません。

第9条(協議)

本約款に定めのない事項又は本約款に関して疑義が生じた場合、両者誠意をもって協議を行いその解決をはかるものとする。